

様式第十四（第五十八条第四項関係）

形質変更時要届出区域台帳

八王子市

整理番号	整－30－5	指定年月日・指定番号	平成31年2月15日・形－17	所在地	八王子市千人町一丁目5番23、24の各一部	
調製・訂正年月日	平成31年2月15日 調製					
形質変更時要届出区域の概況	工場跡地				面積	188.38m ²
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨				—		
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由				—		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				—		
第58条第5項第9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨				—		
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成29年3月29日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社環境管理センター
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

(3) 区画の設定

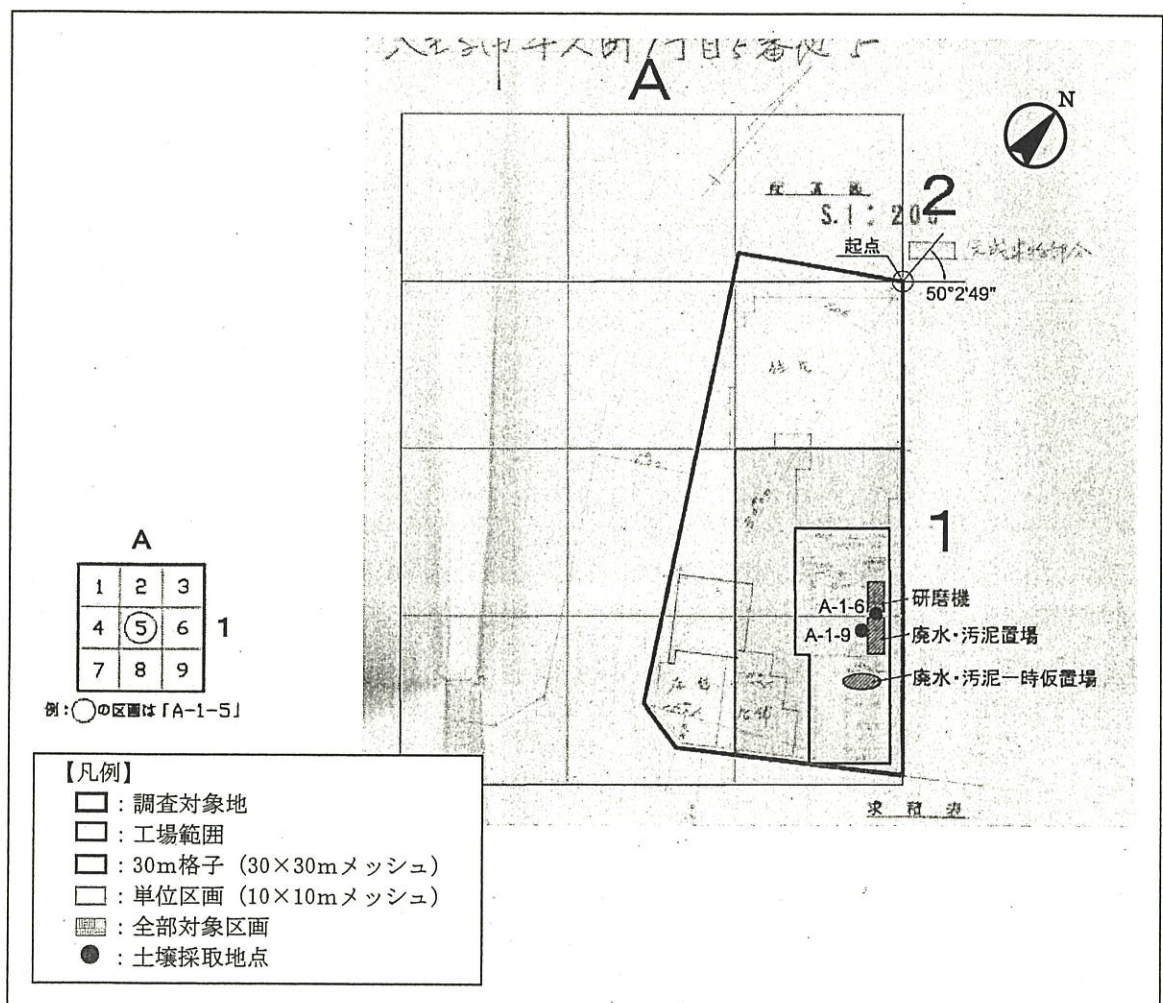
調査区画は、敷地の北端に起点をとり、単位区画（10m×10mメッシュ）を設定した。その後、同一起点から30m間隔で引いた線により分割された30m格子（30m×30mメッシュ）を設定した。なお、格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた格子を、起点を中心として右回りに50度2分49秒回転している。

本調査では、「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」を含む区画を「全部対象区画」とした。

(4) 調査地点の設定

「全部対象区画」では、単位区画ごとに有害物質の取り扱いの可能性が高い場所に調査地点を設定した。概況調査の調査地点を図7-2に示す。

A-1-6：2台設置されている研磨機のうち、使用頻度の高い機械の直近に調査地点を設定した。
A-1-9：廃水と汚泥が最も移動されると考えられる場所に調査地点を設定した。



(7) 調査結果

概況調査結果を表 7-2、図 7-4 に示す。

表 7-2 概況調査結果

項目 (単位)		調査地点	A-1-6	A-1-9	基準	第二溶出量基準
土壌溶出量	カドミウム及びその化合物 (mg/L)		<0.001	<0.001	0.01 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物 (mg/L)		0.13	0.22	0.01 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物 (mg/L)		0.069	0.24	0.01 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)		3.1	7.5	0.8 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物 (mg/L)		23	33	1 以下	30 以下
土壌含有量	カドミウム及びその化合物 (mg/kg)		<1.0	<1.0	150 以下	—
	鉛及びその化合物 (mg/kg)		230	360	150 以下	—
	砒素及びその化合物 (mg/kg)		<10	<10	150 以下	—
	ふっ素及びその化合物 (mg/kg)		<100	140	4000 以下	—
	ほう素及びその化合物 (mg/kg)		480	1000	4000 以下	—

- 備考) 1. 基準は、「土対法」に定められている“汚染状態に関する基準”である。
 2. 土壌含有量については、乾燥固型物当りの測定値である。
 3. 「 」は基準不適合を示す。
 4. 「■」は第二溶出量基準不適合を示す。

8. 詳細調査

(1) 調査対象項目

調査対象項目を表 8-1 に示す。

表 8-1 調査対象項目

項 目		
第二種 特定有害物質	鉛及びその化合物 /	土壌溶出量 / 土壌含有量 / 地下水 /
	砒素及びその化合物 / ふっ素及びその化合物 / ほう素及びその化合物 /	土壌溶出量 / 地下水 /

(2) 調査地点の設定

調査地点は、概況調査で基準不適合が確認された A-1-6 及び A-1-9 の 2 地点とした。
詳細調査の調査地点を図 8-1 に示す。

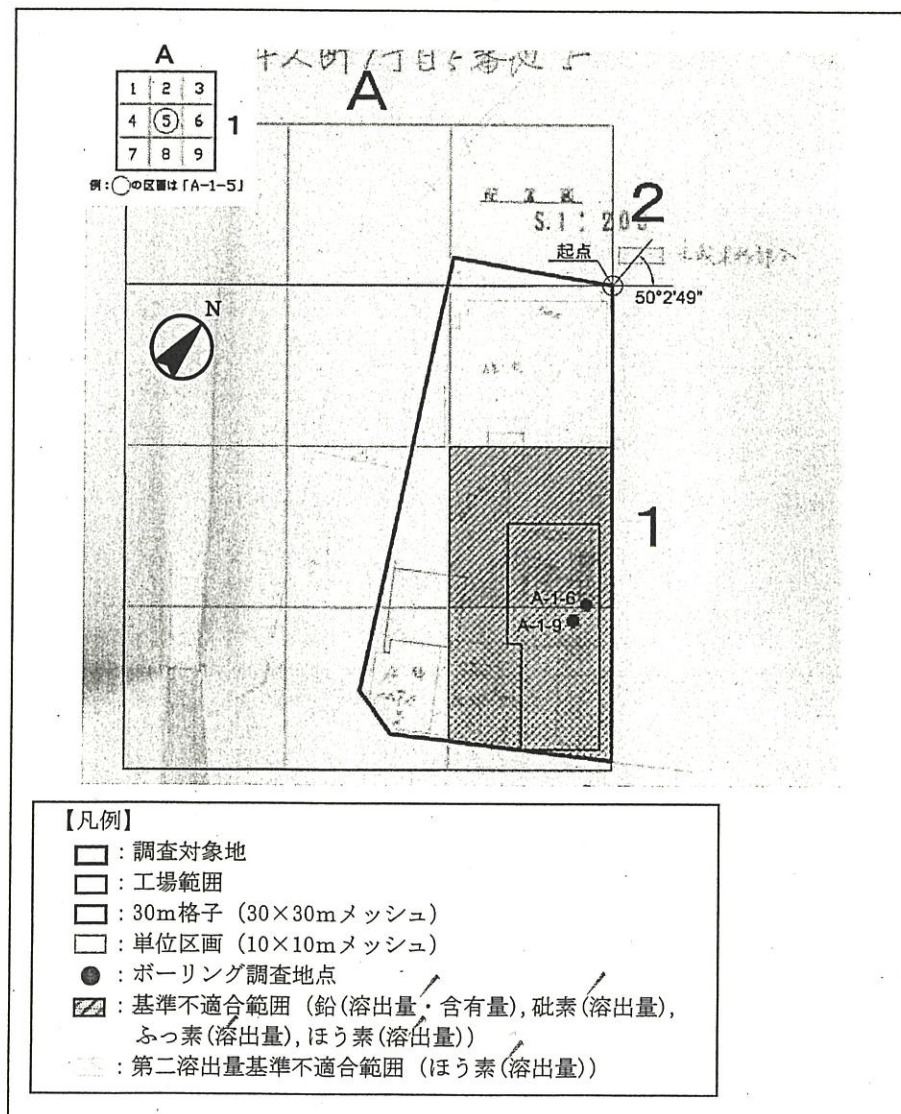


図 8-1 詳細調査地点

(5) 調査結果

詳細調査結果を表 8-2、図 8-3 に示す。

表 8-2 詳細調査結果

調査対象項目	第二種特定有害物質					
	調査深度		鉛及び その化合物	砒素及び その化合物	ふっ素及び その化合物	ほう素及び その化合物
	GL	KMB	土壌溶出量 (mg/L)			鉛及び その化合物 土壌含有量 (mg/kg)
A-1-6	0～0.5m	-0.010～ -0.510m	0.13※	0.069※	3.1※	23※
	-1.0m	-1.010m	0.30	0.062	1.3	18
	-2.0m	-2.010m	0.008	0.001	0.49	2.1
	-3.0m	-3.010m	0.006	0.002	0.35	2.0
	-4.0m	-4.010m	—	—	—	4.8
	-5.0m	-5.010m	—	—	—	2.1
	-6.0m	-6.010m	—	—	—	1.8
	-6.5m	-6.510m	—	—	—	<0.1
	-7.0m	-7.010m	—	—	—	<0.1
	-8.0m	-8.010m	—	—	—	<0.1
A-1-9	0～0.5m	-0.009～ -0.509m	0.22※	0.24※	7.5※	360※
	-1.0m	-1.009m	0.068	0.016	0.25	21
	-2.0m	-2.009m	0.002	<0.001	0.12	2.8
	-3.0m	-3.009m	<0.001	<0.001	—	17
	-4.0m	-4.009m	—	—	—	3.4
	-4.5m	-4.509m	—	—	—	1.9
	-5.0m	-5.009m	—	—	—	1.0
	-6.0m	-6.009m	—	—	—	<0.1
	地下水		<0.001	<0.001	0.18	0.1
	基準		0.01 以下	0.01 以下	0.8 以下	1 以下
単位	第二溶出量基準		0.3 以下	0.3 以下	24 以下	30 以下
	地下水基準		0.01 以下	0.01 以下	0.8 以下	1 以下
	単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/kg

備考) 1. 基準は、「土対法」に定められている“汚染状態に関する基準”である。
2. 土壌含有量については、乾燥固型物当りの測定値である。
3. 「—」は分析未実施を示す。
4. 「※」は概況調査の結果を示す。
5. 「」は基準不適合を示す。
6. 「■」は第二溶出量基準不適合を示す。
7. 「—」は対策深度を示す。

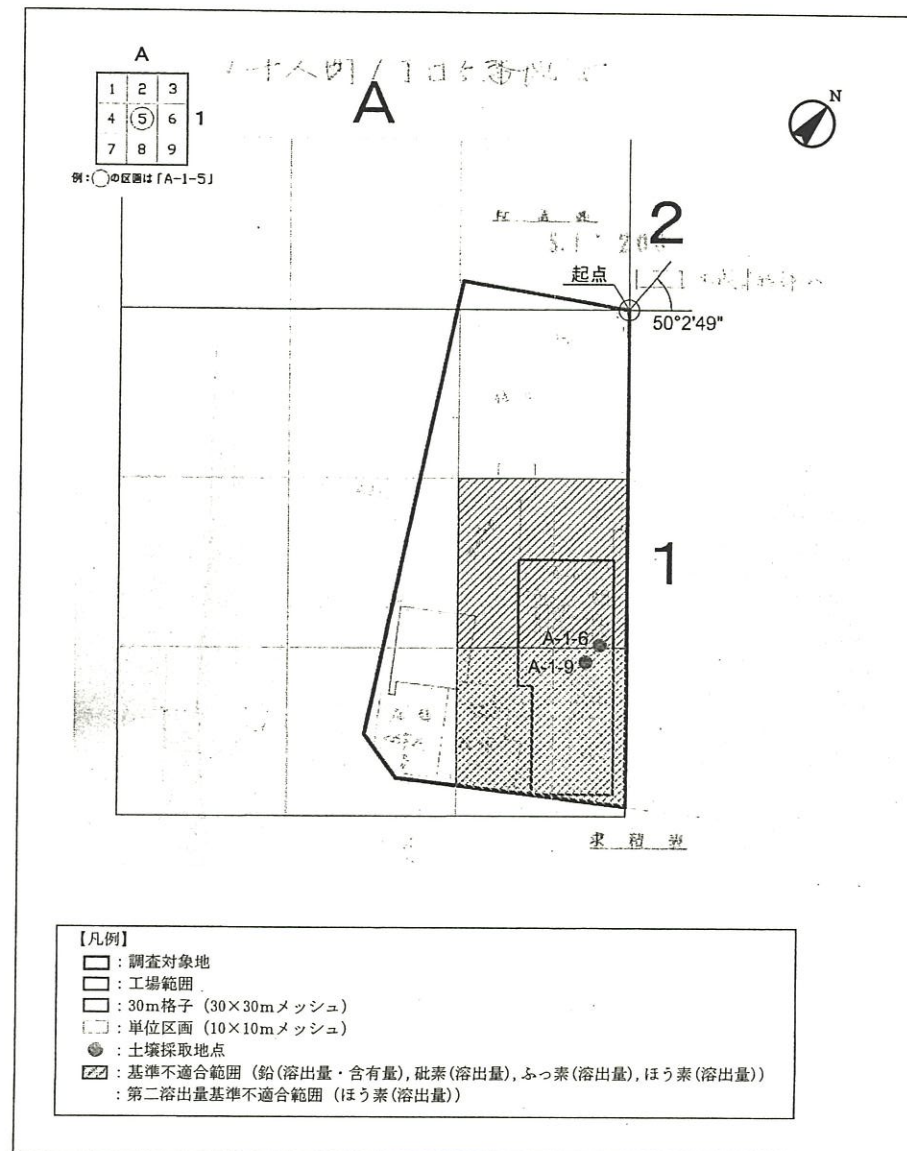


図 8-3 詳細調査結果